

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年10月28日
【会社名】	サムコ 株式会社
【英訳名】	SAMCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 辻 理
【本店の所在の場所】	京都市伏見区竹田藁屋町36番地
【電話番号】	075（621）7841（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理統括部長 竹之内 聡一郎
【最寄りの連絡場所】	京都市伏見区竹田藁屋町36番地
【電話番号】	075（621）7841（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理統括部長 竹之内 聡一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成26年10月24日開催の当社第35期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年10月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ. 配当財産の種類

金銭とする。

ロ. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円00銭

(普通配当15円00銭、記念配当3円00銭) 総額126,612,738円

ハ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年10月27日

第2号議案 定款一部変更の件

提案の理由

(1) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、広く適切な人材を得られるよう、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第26条(社外取締役の責任限定契約)及び第34条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

なお、定款第26条(社外取締役の責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、現行定款第27条及び第28条を変更するものであります。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	(社外取締役の責任限定契約) 第26条 当社は、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に規定するときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。
(監査役の員数) 第26条 (条文省略)	(監査役の員数) 第27条 (現行どおり)
(監査役の選任方法) 第27条 (条文省略)	(監査役の選任方法) 第28条 (現行どおり)
(条文省略) (新設)	(現行どおり) 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
(新設)	前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

変更前	変更後
<p>(監査役の任期) 第28条 (条文省略) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第29条 (現行どおり) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>
<p>第29条～第32条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第30条～第33条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約) 第34条 当社は、社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に規定するときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</p>
<p>第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、辻理、石川詞念夫、川邊史、山葉隆久、竹之内聡一郎及び村上正紀を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する長谷川清に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会の決議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個) (無効を含む)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	53,202	27	2	(注)1	可決(99.67%)
第2号議案	53,213	16	2	(注)2	可決(99.69%)
第3号議案				(注)3	
辻理	51,931	1,298	2		可決(97.29%)
石川 詞念夫	53,209	20	2		可決(99.68%)
川邊 史	53,209	20	2		可決(99.68%)
山葉 隆久	53,208	21	2		可決(99.68%)
竹之内 聡一郎	53,207	22	2		可決(99.68%)
村上 正紀	53,174	55	2		可決(99.62%)
第4号議案	51,666	1,563	2	(注)1	可決(96.79%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上